

不適正表示一覧表

【生鮮食品（一般消費者向け）】

商品名	不適正表示の内容	違反規定	販売期間	販売数量
洗いごま (黒ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜたものに「鹿児島県産・長崎県産」と原産地を表示	A	少なくとも平成28年1月～平成30年10月26日	1,820.6kg
洗いごま (金ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜたものに「鹿児島県産・宮崎県産」と原産地を表示	A		936kg
黒米	産地が「岩手県産」又は「北海道産」を使用したものに「鹿児島県産」と産地を表示	B	少なくとも平成28年10月～平成30年10月26日	2,820.3kg
もちあわ	産地が「鹿児島県産」又は「岩手県産」を使用したものに「鹿児島県産・長崎県産」と原産地を表示	A	少なくとも平成28年4月～平成30年10月26日	170kg
米(白米, 玄米, 胚芽米)	未検査米を使用していたにもかかわらず, その旨を表示せず品種及び産年を表示	C	少なくとも平成27年6月～平成30年10月26日	39,377kg

(注) A…食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第18条第1項の表の「原産地」の項

B…食品表示基準第19条で規定する別表第24「玄米及び精米」の「原料玄米」の項

C…食品表示基準第19条で規定する別表第24「玄米及び精米」の「原料玄米」の項及び食品表示基準第23条第2項第1号

【業務用生鮮食品】

商品名	不適正表示の内容	違反規定	販売期間	販売数量
業務用 洗いごま (黒ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜたものに「国産」と原産地を表示	D	少なくとも平成28年1月～平成30年10月26日	5,190kg
業務用 洗いごま (金ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜたものに「国産」と原産地を表示	D		3,060kg

(注) D…食品表示基準第24条第1項第2号及び同条第2項

【加工食品（一般消費者向け）】

商品名	不適正表示の内容	違反規定	販売期間	販売数量
いりごま (白ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜて製造したものに「鹿児島県産」と原料原産地名を表示	E	少なくとも平成27年11月～平成30年10月26日	17,196.6kg
すりごま (白ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜて製造したものに「鹿児島県産」と原料原産地名を表示	E		22,191.7kg
ねりごま (白ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜて製造したものに「鹿児島県産」又は「鹿児島産」と原料原産地名を表示	E		6,764.4kg
ごま油 (白ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜて製造したものに「鹿児島産」と一括表示枠外に表示	F		1,264.8kg
生搾り ごま油 (白ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜて製造したものに「鹿児島県喜界島産」と一括表示枠外に表示	F		733.5kg
いりごま (黒ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜて製造したものに「九州産」と原料原産地名を表示	E	少なくとも平成28年1月～平成30年10月26日	6,332.6kg
すりごま (黒ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜて製造したものに「九州産」と原料原産地名を表示	E		9,021.7kg
ねりごま (黒ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜて製造したものに「九州産」と原料原産地名を表示	E		6,415.2kg
ごま塩 (黒ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜて製造したものに「国産」と原料原産地名を表示	E		754.9kg
ごま油 (黒ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜて製造したものに「国産」と原料原産地名を表示	E		1,662.3kg
らあ油 (黒ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜて製造したものに「かごしま産」と一括表示枠外に表示	F		51kg
ごま油 (白ごま・黒ごま)	「国産」の白ごま及び黒ごまに「外国産」の白ごま及び黒ごまを混ぜて製造したものに「国産」と原料原産地名を表示	E		1,705.4kg

いりごま (金ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜて製造したものに「九州産」と原料原産地名を表示	E	少なくとも平成28年1月～平成30年10月26日	3,414.6kg
えごま油	「国産」に「外国産」を混ぜて製造したものに「国産」と原料原産地名を表示	E	少なくとも平成27年6月～平成30年10月26日	19,876.0kg
えごま油 カプセル	「国産」に「外国産」を混ぜて製造したものに「国産」と一括表示枠外に表示	F		359.2kg
五穀米	産地が「岩手県産」又は「北海道産」の黒米を使用して製造したものに「鹿児島県産」と一括表示枠外に表示	F	少なくとも平成28年10月～平成30年10月26日	268.4kg
しょうが 粉末	「高知県産」のしょうが粉末を使用して加工したものに「かごしま産」と一括表示枠外に表示	F	少なくとも平成28年2月～平成30年10月26日	55.6kg

(注) E…食品表示基準の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第43号）による改正前の食品表示基準第3条第2項の表の「原料原産地名」の項及び第9条第1項第6号の規定並びに改正後の食品表示基準第3条第2項の表の「原料原産地名」の項

F…食品表示基準第9条第1項第6号

【業務用加工食品】

商品名	不適正表示の内容	違反規定	販売期間	販売数量
業務用 いりごま (白ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜて製造したものに「国産」と原料原産地名を表示	G	少なくとも平成27年11月～平成30年10月26日	7,510kg
業務用 すりごま (白ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜて製造したものに「国産」と原料原産地名を表示	G		210kg
業務用 ねりごま (白ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜて製造したものに「国産」と原料原産地名を表示	G		3,063kg
業務用 いりごま (黒ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜて製造したものに「国産」と原料原産地名を表示	G	少なくとも平成28年1月～平成30年10月26日	5,600kg
業務用 いりごま (黒ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜて製造したものに「国産」と原料原産地名を表示	G		755kg

業務用 ねりごま (黒ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜて 製造したものに「国産」と原料 原産地名を表示	G	少なくとも平成28年1 月～平成30年10月26日	992kg
業務用 いりごま (金ごま)	「国産」に「外国産」を混ぜて 製造したものに「国産」と原料 原産地名を表示	G		1,770kg

(注) G…食品表示基準第14条

【合計】

商品の種類	販売期間	販売数量
ごま商品	少なくとも平成27年11月から平成30年10月26日	108,415.3kg
えごま商品	少なくとも平成27年6月から平成30年10月26日	20,235.2kg
黒米商品	少なくとも平成28年10月から平成30年10月26日	3,088.7kg
もちあわ商品	少なくとも平成28年4月から平成30年10月26日	170kg
しょうが粉末商品	少なくとも平成28年2月から平成30年10月26日	55.6kg
米商品	少なくとも平成27年6月から平成30年10月26日	39,377kg
合計		171,341.8kg